

平成 2 5 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 9 号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める  
条例の制定について

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める  
条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 2 1 条）

第 2 章 助産施設（第 2 2 条～第 2 5 条）

第 3 章 母子生活支援施設（第 2 6 条～第 3 4 条）

第 4 章 保育所（第 3 5 条～第 4 2 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 4 5 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉施設の設備および運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において「児童福祉施設」とは、法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設および保育所に限る。）であって、市長の監督に属するものをいう。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、函館市社会福祉審議会条例（平成17年函館市条例第35号）第1条の規定に基づく函館市社会福祉審議会の意見を聴き、児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、または運営をしている児童福祉施設は、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流および連携を図り、児童の保護者および地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等の入所している者の保健衛生およびこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けら

れなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第7条 児童福祉施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難および消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けたものでなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識および技能の向上等)

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備および職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備および職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室および各施設に特有の設備ならびに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第11条 児童福祉施設は、入所している者の国籍、信条、社会的身分ま

たは入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 児童福祉施設は、入所している者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設および保育所を除く。）は、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、または清しきしなければならない。

4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条本文の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、入所している者に食事を提供するときは、その献立を、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類および調理方法について栄養ならびに入所している者の身体的状況およびし好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者および職員)の健康診断)

第16条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断または臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳または入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ助産の実施、母子保護の実施もしくは保育の実施を解除し、また

は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(児童福祉施設内部の規程)

第17条 児童福祉施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第18条 児童福祉施設は、職員、財産、収支および入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、前項の措置または助産の実施、母子保護の実施もしくは保育の実施に係る指導または助言を市から受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 児童福祉施設は、利用者に対する処遇に関し事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故が入所している者の死亡事故その他重大な事故であるときは、児童福祉施設は、速やかに市に報告しなければならない。

3 児童福祉施設は、前2項の事故の状況および事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

## 第2章 助産施設

(種類)

第22条 助産施設は、第1種助産施設および第2種助産施設とする。

2 第1種助産施設とは、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院または同法に規定する診療所である助産施設をいう。

3 第2種助産施設とは、医療法に規定する助産所である助産施設をいう。

(入所させる妊産婦)

第23条 助産施設は、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第2種助産施設の職員)

第24条 第2種助産施設は、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任または嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第2種助産施設と異常分べん)

第25条 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院または診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

## 第3章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第26条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室，集会，学習等を行う室および相談室を設けること。
- (2) 母子室は，これに調理設備，浴室および便所を設けるものとし，1世帯につき1室以上とすること。
- (3) 母子室の面積は，30平方メートル以上であること。
- (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には，付近にある保育所または児童厚生施設が利用できない等必要があるときは，保育所に準ずる設備を設けること。
- (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を，乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室および静養室を設けること。

(職員)

第27条 母子生活支援施設は，母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。），嘱託医，少年を指導する職員および調理員またはこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には，心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は，学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学または旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学の学部で，心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて，個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には，個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は，母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上，母子20世帯以上を入所させる



母子生活支援施設においては3人以上とする。

6 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第28条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であつて、精神保健または小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるものまたは厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県または市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（アまたはイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第29条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方厚生局長または地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職

員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 保育士の資格を有する者

(3) 社会福祉士の資格を有する者

(4) 精神保健福祉士の資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）もしくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって，2年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活支援）

第30条 母子生活支援施設における生活支援は，母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ，親子関係の再構築等および退所後の生活の安定が図られるよう，個々の母子の家庭生活および稼働の状況に応じ，就労，家庭生活および児童の養育に関する相談，助言および指導ならびに関係機関との連絡調整を行う等の支援により，その自立の促進を目的とし，かつ，その私生活を尊重して行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第31条 母子生活支援施設の長は，前条の目的を達成するため，入所中の個々の母子について，当該母子およびその家庭の状況等を勘案して，その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第32条 母子生活支援施設は，自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて，それらの結果を公表し，常にその改善を図らなければならない。

（保育所に準ずる設備）

第33条 第26条第4号の規定により，母子生活支援施設に，保育所に準ずる設備を設けるときは，次章（第37条第2項を除く。）の規定を準用する。

- 2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第34条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体および公共職業安定所ならびに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護および生活支援に当たらなければならない。

#### 第4章 保育所

(設備の基準)

第35条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室またはほふく室、医務室、調理室および便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児または前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児または第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室および便所を設けること。
- (6) 保育室または遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室または遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イおよびカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築

物（同号口に該当するものを除く。）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設または設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号および第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項

		<p>の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号および第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁または建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの

が設けられていること。

- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、または通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具または非常警報設備および消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第36条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制および調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該保育所または他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、

幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。

- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育および発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第37条 保育所は、保育士、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下この項において「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下この項において「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下この項において「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。

(保育時間)

第38条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第39条 保育所における保育は、養護および教育を一体的に行うことを

その特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第40条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第41条 就学前保育等推進法第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第42条 法第56条第3項の規定による徴収金および就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(特例幼保連携保育所の特例)

第2条 就学前保育等推進法第3条第3項の規定により北海道が条例で定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、または移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室または遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児または満2歳に満たない幼児の保育の



用に供する乳児室，ほふく室その他の施設設備の面積および満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室，遊戯室その他の施設設備の面積を除く。)が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて，それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは，当分の間，第35条第6号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

第3条 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については，当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場および運動場の面積が，次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて，それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第35条第6号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは，当分の間，同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

第4条 特例幼保連携保育所であって，満3歳以上の幼児につき第37条第2項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については，当分の間，幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置または移転の後に新たに採用された者を除く。）であって，保育士となる資格の取得に努めており，その意欲，適性および能力等を考慮して市長が適当であると承認したものは，保育士とみなす。

第5条 前条の規定による市長の承認の有効期間は，その承認をした日から3年とする。

第6条 前条の規定にかかわらず，附則第4条の規定による市長の承認

については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。

第7条 附則第2条から前条までの規定は、就学前保育等推進法第3条第3項の規定により北海道が条例で定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、または移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第4条中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

（経過措置）

第8条 この条例の施行の際現に存する母子生活支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設とみなされた施設に限る。）に係る第26条第3号の規定の適用については、同号の規定にかかわらず、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）附則第2条の規定の例による。

第9条 乳児6人以上を入所させる保育所に係る第37条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

第10条 平成23年6月17日前から引き続き存する母子生活支援施設の建物（同日の到来の時点において建築中のものを含み、同日以後に全面的に改築されたものを除く。）については、第26条第1号の規定にかかわらず、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号。以下「平成23年改正省令」という。）附則第2条の規定の例による。

第11条 平成23年6月17日前から引き続き存する母子生活支援施設の建物（同日の到来の時点において建築中のものを含み、同日以後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）については、第26条第2号または第3号の規定にかかわらず、平成23年改正省令

附則第3条の規定の例による。

第12条 平成23年9月1日前から引き続き母子生活支援施設の長である者については、第28条第1項の規定は、適用しない。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定めるため